

(第1号様式－1)  
(医療機関用)

## 肝炎治療特別促進事業協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と、  
（以下、「乙」という。）は、鹿児島県肝炎治療特別促進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する事業に関し、次のとおり協定を締結する。

### （事業内容）

- 第1条 甲は、要綱第8条の受給者証を交付した者（以下、「対象患者」という。）に対する医療を乙に依頼し、乙は要綱第2条に定める範囲で医療を提供する。
- 2 乙は、対象患者の窓口における自己負担額を超える部分について徴収を行わず、徴収額の管理を行う。
- 3 乙が行う前2項の業務は、要綱のほか甲が交付した肝炎治療受給者証に基づき実施するものとする。

### （医療費の請求及び支払）

- 第2条 乙は前条第1項に規定する業務を行ったときは、要綱第5条第2項により算出した額を甲に請求するものとする。
- 2 甲は、要綱第13条第2項の請求書を受理したときは、その内容を審査して乙に医療費を支払うものとする。
- 3 前項の請求及び支払に当たっては、要綱第13条第1項に基づき、それぞれ甲乙の所属する委託支払機関を経由するものとする。

### （調査報告書）

- 第3条 乙は、この事業の推進に係る実績報告書を甲に提供するものとする。

### （個人情報の保護）

- 第4条 乙は、この協定により知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなくてはならない。

### （協定期間）

- 第5条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 3月 31日までとする。  
ただし、協定期間満了の30日前までに甲乙いずれかから協定解除の申出がないときは、この協定は更新されたものとみなし、次の1年間存続するものとする。以後もまた同様とする。

### （その他）

- 第6条 要綱及びこの協定に定めるもののほか、必要な事項は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

上記協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

年 月 日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県知事

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）の保護の重要性を認識し、この協定による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された場合においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (保有の権限等)

第3 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (再委託の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

#### (事故報告)

第7 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (実地調査)

第8 甲は、乙がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時、実地に調査することができる。

#### (指示)

第9 甲は、乙がこの協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

#### (協定の解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の解除又は損害賠償の請求をすることができる。